

(別紙1) キャリア交流プラザ事業

1 契約相手方の概要

(1) 北海道

① 受託事業者

名称：株式会社 ブライトキャリア

代表者氏名：森下一乗

本社所在地：東京都港区新橋1-18-16 日本生命新橋ビル

② 契約金額：89,250,000円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

各期の支援対象者全員に対して2週間のセミナー・ガイダンスを実施。この間に職務経歴書作成・個別キャリアコンサルティング・面接指導を併行して行い、支援対象者の再就職活動体制の確立を図る。また、各期共通のセミナー、四半期に一度の合同経験交流、新規求人開拓と職業紹介等を組み合わせ、支援対象者が無理なく効果的に活動できるよう一貫したサポートを実施。専任キャリアコンサルタント4名、専任の求人開拓者1名、事務担当1名の計6名を配置するほか、状況に応じ、支社勤務と兼任の運営責任者もキャリアコンサルタントとして支援する予定。

(2) 埼玉

① 受託事業者

名称：株式会社 ブライトキャリア

代表者氏名：森下一乗

本社所在地：東京都港区新橋1-18-16 日本生命新橋ビル

② 契約金額：79,380,000円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

各期の支援対象者全員に対して2週間のセミナー・ガイダンスを実施。この間に職務経歴書作成・個別キャリアコンサルティング・面接指導を併行して行い、支援対象者の再就職活動体制の確立を図る。また、各期共通のセミナー、四半期に一度の合同経験交流、新規求人開拓と職業紹介等を組み合わせ、支援対象者が無理なく効果的に活動できるよう一貫したサポートを実施。本事業の責任者1名(キャリアコンサルタント兼務)、求人開拓もできるキャリアコンサルタント4名(常勤2名、非常勤2名)、キャリアコンサルティングもできる求人開拓者1名、マッチング及び事務担当1名の体制を予定。

(3) 東京

① 受託事業者

名称：株式会社 ヴェディオール・キャリア

代表者氏名：大谷光彦

本社所在地：東京都港区港南2-15-1 品川インターシティ A 棟 30F

② 契約金額：112,014,000円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

セミナー・ガイダンス(集中セミナー6日間、特別セミナー6回)、経験交流

(8回又は6回)、キャリアコンサルティング(2回以上)及び職業紹介を適宜実施。セミナー・ガイダンス及び経験交流では、各コースに合わせ最も効果が出るよう、そのテーマや内容を設定する。中高年ホワイトカラーコースではグループワークや情報交換による現場感覚の維持や回復、壮年技術者コースは互いの専門分野についてのディスカッションによる視野の拡張と新たな可能性の発見、長期失業者コースはキャリアコンサルティングを多く取り入れる内容とする。キャリアコンサルタント6名、求人開拓員3名、コントローラー1名、庶務担当1名を配置予定。

(4) 神奈川

① 受託事業者

名称：株式会社 ブライトキャリア

代表者氏名：森下一乗

本社所在地：東京都港区新橋1-18-16 日本生命新橋ビル

② 契約金額：85,829,625円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

各期の支援対象者全員に対して2週間のセミナー・ガイダンスを実施。この間に職務経歴書作成・個別キャリアコンサルティング・面接指導を併行して行い、支援対象者の再就職活動体制の確立を図る。また、各期共通のセミナー、四半期に一度の合同経験交流、新規求人開拓と職業紹介等を組み合わせ、支援対象者が無理なく効果的に活動できるよう一貫したサポートを実施。本事業の責任者1名(キャリアコンサルタント兼務)、求人開拓もできるキャリアコンサルタント4名(常勤2名、非常勤2名)、キャリアコンサルティングもできる求人開拓者1名、マッチング及び事務担当1名の体制を予定。

(5) 新潟

① 受託事業者

名称：株式会社 アルプスビジネスクリエーション新潟

代表者氏名：庄司裕

本社所在地：新潟県長岡市東高見1-3-5

② 契約金額：75,600,000円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

登録者全員を対象にセミナー・ガイダンスを合計42時間実施。また、キャリアコンサルタントをメイン講師とし、模擬面接などのセッションにより、より実践的な内容とする。テーマによりグループ編成を変えた経験交流、予約制により個人ごとに行うキャリアコンサルティング、自由参加の希望研修制を導入し就職後に向けたリトレーニングを実施。事業運営責任者1名、就職支援員3名、事務局1名の体制を予定。

(6) 愛知

① 受託事業者

名称：株式会社 ブライトキャリア

代表者氏名：森下一乗

本社所在地：東京都港区新橋1-18-16 日本生命新橋ビル

② 契約金額：67,200,000円(税込み)

- ③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
各期の支援対象者全員に対して2週間のセミナー・ガイダンスを実施。この間に職務経歴書作成・個別キャリアコンサルティング・面接指導を併行して行い、支援対象者の再就職活動体制の確立を図る。また、各期共通のセミナー、四半期に一度の合同経験交流、新規求人開拓と職業紹介等を組み合わせ、支援対象者が無理なく効果的に活動できるよう一貫したサポートを実施。運営責任者1名（キャリアコンサルタント兼務）、専任のキャリアコンサルタント4名、専任の求人開拓者1名、事務担当1名（専任）の計7人を配置予定。

(7) 京都

- ① 受託事業者
名称：株式会社 ブライトキャリア
代表者氏名：森下一乗
本社所在地：東京都港区新橋1-18-16 日本生命新橋ビル
- ② 契約金額：65,992,500円（税込み）
- ③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
各期の支援対象者全員に対して2週間のセミナー・ガイダンスを実施。この間に職務経歴書作成・個別キャリアコンサルティング・面接指導を併行して行い、支援対象者の再就職活動体制の確立を図る。また、各期共通のセミナー、3カ月に一度の合同経験交流、新規求人開拓と職業紹介等を組み合わせ、支援対象者が無理なく効果的に活動できるよう一貫したサポートを実施。専任の運営責任者1名（キャリアコンサルタント兼務）、キャリアコンサルタント3名（専任）、求人開拓者1名（専任）、マッチング・事務担当1名（専任）の計6人を配置予定。

(8) 福岡

- ① 受託事業者
名称：株式会社 ブライトキャリア
代表者氏名：森下一乗
本社所在地：東京都港区新橋1-18-16 日本生命新橋ビル
- ② 契約金額：84,997,500円（税込み）
- ③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
各期の支援対象者全員に対して2週間のセミナー・ガイダンスを実施。この間に職務経歴書作成・個別キャリアコンサルティング・面接指導を併行して行い、支援対象者の再就職活動体制の確立を図る。また、各期共通のセミナー、経験交流、新規求人開拓と職業紹介等を組み合わせ、支援対象者が無理なく効果的に活動できるよう一貫したサポートを実施。本事業の責任者1名（キャリアコンサルタント兼務）、求人開拓もできる常勤のキャリアコンサルタント2名、求人開拓者1名、マッチング担当（事務兼任）1名を配置予定。

2 契約内容（上記(1)～(8)共通）

- (1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保される

べき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

① 委託事業の趣旨

甲（対象労働局総務部長。以下同じ。）は、乙（各受託事業者。以下同じ。）に対し、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、キャリア交流プラザ事業（以下「プラザ事業」という。）を委託する。

② 委託事業の内容

この契約において乙が履行すべき業務内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条に基づき厚生労働大臣が策定する「キャリア交流プラザ事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）及び乙が入札に際し提出した書類で明記されたものとする。

③ 就職促進費

支援対象者（支援の開始に至った者に限る。）のうち、乙が提供したサービスにより実施要項1(3)②に定める就職に至った者の割合（以下「就職率」という。）が単年度毎に5割5分を超える場合、超える分の就職者数に3万円を乗じて得た額（以下「就職促進費」という。）に100分の105を乗じた額を支給することができる。

(2) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

この契約の期間は、平成19年4月1日から平成22年7月31日までとする。

(3) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

① 委託事業の開始、中止及び終了

乙は、契約期間の初日を委託事業の開始日とし、確実に委託事業を開始しなければならない。

乙は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

委託事業は、キャリア交流プラザの運営については平成22年3月末日までとし、就業状況の確認業務及び利用者の満足度等の調査については平成22年7月末日をもって終了する。

② 支援対象者の個人情報等の取扱い

乙は、支援対象者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、支

援対象者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

乙は、支援対象者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

上記については、乙が委託事業に関して知り得た法人の情報についても同様とする。

③ 秘密の保持等

乙及びその役員、従業員等で、委託事業に従事している者又は従事していた者はプラザ事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

④ 事業従事者に係る取扱い

乙は、プラザ事業に従事する者を労働保険及び社会保険に加入させなければならない。

⑤ 支援対象者等に対する公正な取扱い

乙は、サービスの提供について、支援対象者を合理的な理由なく区別してはならない。

乙は、プラザ事業における支援対象者及び求人事業主の取扱いについて、キャリア交流プラザ以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

⑥ 金品等の授受の禁止

乙は、プラザ事業において、金品等（事業を進めるために必要な物品として支援対象者に給付されるものを除く。）を受け取ること又は与えることをしてはならない。

⑦ 宣伝行為の禁止

乙が行うプラザ事業により設置されるキャリア交流プラザの名称は、「ハローワークキャリア交流プラザ〇〇（△△△受託□□労働局委託事業）」とすることとし、乙及び乙の事業に従事する者は、当該名称又はそれと誤認される名称を用い、プラザ事業の業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること及び当該自ら行う業務がプラザ事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

乙は、キャリア交流プラザにおいて、キャリア交流プラザ以外の場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑧ 甲との契約によらない自らの事業の禁止

乙は、キャリア交流プラザにおいて、甲以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑨ 求人及び求職情報の活用の禁止

乙は、キャリア交流プラザにおいて受理した求人及び求職情報について、自らが運営する民営職業紹介事業所において活用してはならない。ただし、自らが運営する民営職業紹介事業所において受理していた求人についてはこの限りでない。

⑩ 記録

乙は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑪ 帳簿、書類等

乙は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑫ 権利の譲渡

乙は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑬ 手数料又は報酬の徴収等

乙は、委託事業を実施するに当たっては、支援対象者から手数料又は報酬を徴収してはならない。

乙は、委託事業を実施するに当たっては、支援対象者に対し、委託事業の内容を構成しない商品その他サービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

⑭ 権利義務の帰属

乙は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

乙は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

⑮ 再委託

乙は、やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託以外に、委託事業の一部について再委託を行おうとする場合には、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにした上で、甲の承認を得なければならない。

乙は、再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

⑯ 調査等

乙は、委託事業開始日から起算して1ヶ月を経過するごとに、1ヶ月以内に、委託事業の実施状況を甲に報告しなければならない。

乙は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止の日から3ヶ月以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びにプラザ事業の実施に要した経費に関する報告書を甲に提出しなければならない。

乙は、実施要項1(2)⑧に定める調査を実施しなければならない。

甲は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、プラザ事業の状況に関し必要な報告を求め、又はキャリア交流プ

ラザに立ち入り、プラザ事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

甲は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

⑰ 指示

甲は、乙による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

キャリア交流プラザの支援対象者に対するサービス提供の第一義的な責任は、甲に帰属するものであることから、甲は、乙に対し、業務運営上必要がある場合に個別の支援対象者に係る支援状況、個人情報等を提出するよう求めることができる。

⑱ 委託契約の解除

甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約は、次のいずれかに該当することとなった時点において解除することとする。

一 偽りその他不正の行為により本事業を受託した場合

二 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき

三 職業紹介を実施する場合においては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可の取消しを受けたとき又は許可の有効期間が満了したとき

四 契約に従ってプラザ事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

五 四に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

六 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

七 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

八 乙又はその職員その他のプラザ事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、プラザ事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

九 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

十 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑲ 委託費の返還

前条に該当し、契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、委託費（就職促進費を含む。以下この条において同じ。）の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合においては、その額につき年100分の5の割合で、委託費の支給の日から委託費の返還の日までの日数により計算した延滞金の納付を求めることができる。

乙は、委託費の過誤払いがあったときは、それを返還しなければならない。

⑳ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議する。

- (4) 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

乙は、本契約を履行するに当たり乙、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、甲が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、乙は、甲の求償に応じなければならない。ただし、当該損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。